

運輸安全マネジメントに関する取組み

平成 18 年（2006 年）10 月より運輸安全マネジメントの導入にともなう道路運送法の一部を改正する法律が施行され、全てのバス事業者は輸送の安全にかかわる情報を公表しなければならない旨定められましたので、ここに公表いたします。

記

第 1. 輸送の安全に関する基本的な方針

沿岸バス株式会社（以下、「当社」）は、旅客自動車運送事業という地域住民の生活に密着した事業を営む公共交通機関としての社会的使命を課せられていることに鑑み、経営トップ自らが輸送の安全の確保こそ事業経営の根幹であることを深く認識し、社内における輸送の安全の確保にその主導的な役割を果たさなければならない。また、現場における安全に係わる情報、意見を十分に汲み上げ、現場の状況を十分に踏まえながら社員に対して輸送の安全の確保が最も重要である旨の意識の高揚に努めなければならない。

1. 以上の理念の下に当社は下記のとおり安全の 4 原則（安全方針）を定める。

- 何よりも輸送の安全が最優先
- 関係法令等の遵守
- 安全管理体制の維持と絶え間ぬ改善
- 輸送の安全に関する情報の公開

2. 重点施策として次を定める

- 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。

第 2. 輸送の安全目標及び目標の達成状況

1. 物損・人身を問わず完全無事故を目指そう
1. デイ・ライト運動を実施しよう
1. 安全運転宣言を守ろう

	重大事故 (※1)		交通事故 (※2)		内 訳 (野生動物および飛び石事故除く)
	目標	実績	目標	実績	
令和 3 年度	0 件	0 件	5 件	14 件	有責事故 11 件、無責事故 3 件
令和 4 年度	0 件	0 件	5 件	22 件	有責事故 20 件、無責事故 2 件
令和 5 年度	0 件	0 件	5 件	23 件	有責事故 18 件、無責事故 5 件
令和 6 年度	0 件	0 件	5 件	16 件	有責事故 13 件、無責事故 3 件
令和 7 年度	0 件	0 件	5 件	17 件	有責事故 13 件、無責事故 4 件

※1 重大事故とは、自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故をいう。

※2 交通事故とは、重大事故を除く有責・無責のすべての事故をいう。

第 3. 自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故に関する統計

項目	件数
1. 第 2 条 第 1 項目 転覆、転落、火災、踏切	0 件
2. 第 2 条 第 2 項目 死者、重傷者	0 件
3. 第 2 条 第 3 項目 積載物の飛散、漏洩	0 件
4. 第 2 条 第 4 項目 操縦装置、扉の不適切	0 件
5. 第 2 条 第 5 項目 疾病による運行中止	0 件
6. 第 2 条 第 6 項目 車両故障	0 件
7. 第 2 条 第 7 項目 特別な報告	0 件

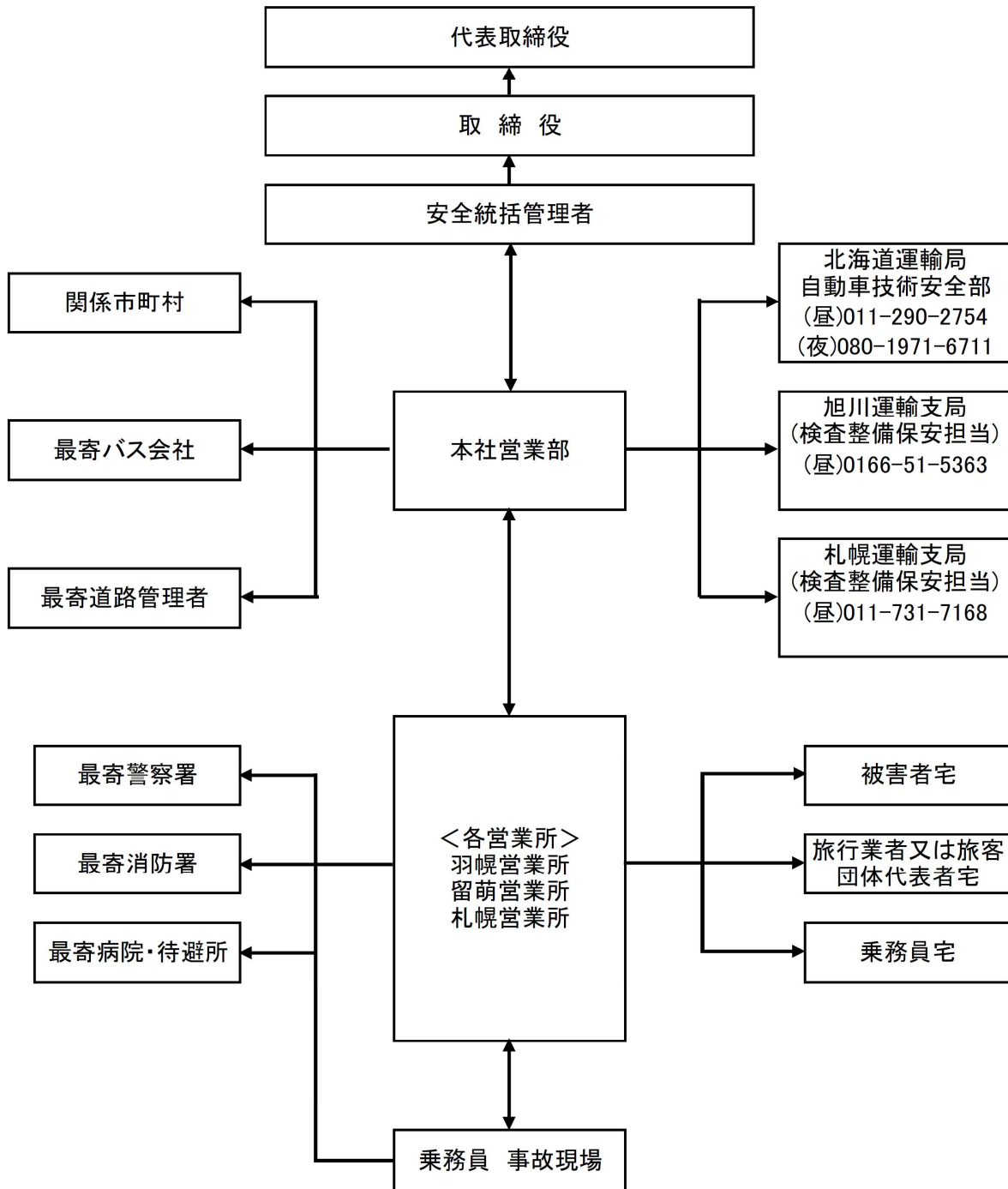
第 4. 安全管理規程

別紙のとおり

第 5. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

1. 毎年、交通安全講習会を開催し、無事故運動への意識の高揚を図る。
2. 対向車や歩行者からの視認性を良くし、事故などを未然に防ぐべくデイライト運動を実施。
3. ヒヤリ・ハット情報収集の促進とこれを活用した教育の実施
4. 乗客へのシートベルト着用促進

第 6. 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制



第 7. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況、実施予定

1. 教育および研修の実施状況

- (1) あらかじめ定めた安全教育実施計画により定期的に教育を実施。
- (2) 国土交通省および北海道バス協会が主催している事故防止等を目的としたセミナーおよび研修会等に参加。(※)
- (3) 交通安全運動期間に運転操作等を含めた添乗指導を行い、技量及び接客の向上をはかる。
- (4) 惹起運転者、初任運転者、高齢運転者にデジタル式運行記録計による指導教育を実施。
- (5) 車両火災等を想定した参加型の訓練を実施。

※2020～2021 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で中止。

第 8. 輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置

今年度は監査未実施

第 9. 安全統括管理者に係る情報

常務取締役 岩井 宏伸

平成 27 年（2015 年）10 月 11 日選任

第 10. 行政処分

直近 3 年間の行政処分

- | | |
|------------------|--------|
| 令和 5 年度（2023 年度） | 行政処分なし |
| 令和 6 年度（2024 年度） | 行政処分なし |
| 令和 7 年度（2025 年度） | 行政処分なし |

以上